

宮城県立精神医療センター

基準寝具設備業務仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立精神医療センター（以下「発注者」）における、基準寝具設備業務の基準事項を規定するものである。

1. 件名

基準寝具設備業務

2. 目的

本調達は、宮城県立精神医療センター内の基準寝具を良好に維持し、快適な院内環境の整備に資することを目的とする。

3. 履行場所

宮城県立精神医療センター 宮城県名取市手倉田字山無番地

4. 履行期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

5. 寝具設備仕様明細（1組分）

別紙1の通り

※寝具等の種類、規格、構成について、同等品可とし、詳細は業務開始前に発注者と協議し決定すること。

6. 寝具類の洗濯補修等の基準

別紙2の通り

7. 業務内容

- (1) 衛生的な寝具設備仕様明細（1組分）を258床分納品するものとする。ただし、常備する組数は、病床数の1割増とすること。
- (2) 第1回目（平成30年4月1日）の納品は、全て未使用の新品とし、発注者と調整のうえ午前9時から午後5時までの間に指定する場所に備え付けること。
- (3) 交換は、毎週月曜日から金曜日までとし、発注者が指定する病棟のナースステーションへ9時30分までに新品または洗濯済の寝具類を提供すること。病棟から回収した洗濯すべき寝具類は、クリーニング業法第3条第3項に定める衛生基準に従い洗濯のうえ交換すること。なお、病棟毎の交換する曜日等については、発注者と協議し決定すること。祝日・年末年始等の業務は発注者と協議の上で、できる限り、

病院業務に支障が無いように対応すること。

- (4) 消耗、劣化、汚れ等により、病院が交換、修繕、洗濯等を行う必要があると認められた際は、直ちに交換すること。
- (5) 受託者は、この仕様に基づく業務を実施した後は、速やかに業務内容を記載した報告書を委託者に提出するものとする。
- (6) 受注者は前受注者と十分に協議を行い、円滑に業務を遂行させるために、一切の準備を業務開始前に完了させること。

8. その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な点が生じた場合は発注者と受注者で協議し決定すること。

【別紙1】

品名	数量	使用生地	寸法
羽毛掛布団	1枚	ダウン 50%/g スモールフェザー 50%/g 1.0kg程度	150cm×200cm
羽毛肌掛布団	1枚	ダウン 50%/g スモールフェザー 50%/g 0.5kg程度	150cm×200cm
ベッドパッド	1枚	難燃性ポリエステル 50%/g アクリル 50%/g 1.2kg程度	103cm×205cm
包布	1枚	綿/ポリエステル	150cm×210cm
シーツ (イージープラス)	1枚	表面：綿100% 裏面：マットレス挿入部 ストレッチバックニット	100cm×208cm
枕覆	1枚	綿/ポリエステル	50cm×90cm
枕	1枚	ポリエステル100% パイプ 600g	33cm×45cm

【別紙2】

品名	回数	洗濯補修の基準
羽毛掛布団	年1回	側洗濯、補修又は乾燥殺菌、脱臭
羽毛肌掛布団	年1回	側洗濯、補修又は乾燥殺菌、脱臭
ベッドパッド	年1回	洗濯、補修又は乾燥殺菌、脱臭
包布、シーツ、枕覆	週1回	洗濯、アイロン仕上、補修
枕	年1回	側洗濯、中味入れ替え